

## 【施設基準関係掲示】

### ・医療情報取得加算

当院は、オンライン請求・オンライン資格確認を行う体制を有しています。

受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用のため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

マイナンバーカードをお持ちの方は、受付窓口でカードリーダーをご利用いただくことでスムーズに保険証の資格確認ができます。

### ・一般名処方加算

ジェネリック医薬品は、患者さんの負担の軽減や、国の医療費の節減につながるなどのメリットがあります。

#### 厚生労働省による「一般名(成分名)処方」の推進

厚生労働省ではジェネリック医薬品の使用促進を図るため、一般名処方を推進しています。銘柄処方は、使用できる医薬品が限定されますが、一般名処方であれば、どのメーカーのジェネリック医薬品でも使用する事ができます。

#### 当院の取り組み

当院も一般名処方の推進につとめています。また、一般名処方にすることは医薬品の供給が不安定な中にあっても、必要とする患者さんに安定的に医薬品を供給するための方策の一つと考えています。

ご不明な点は十分にご説明いたします。

お気軽に薬剤師にご相談下さい。

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者さんの自己負担となります。

選定療費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

ご理解のほど、よろしくお願い致します。

#### ※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

#### ※選定療費とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の1つで、保険外診療にあたるものです。他には入院の際に患者さんの希望で個室を選ばれた場合の差額ベッド代等がこれに該当します。

## ・医療 DX 推進体制整備加算

当院は医療 DX 推進体制整備加算の届け出を行っています。

- 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を閲覧・活用し診療を行っています。
- マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みを実施する予定です。



とっても簡単!

# マイナンバーカード

**1 受付**

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。



マイナンバーカード

**2 本人確認**

顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

**3 同意の確認**

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

過去の情報を利用いたします

過去の診療情報(処方箋・検査結果)を、過去の診療情報と連携して利用させていただきます。この情報はあなたの診療や健康増進のために活用します。

同意しない  
同意する

(40歳以上対象)過去の情報を利用いたします

過去の診療情報(処方箋・検査結果)を、過去の診療情報と連携して利用させていただきます。この情報はあなたの診療や健康増進のために活用します。

同意しない(40歳未満)  
同意する

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

**4 受付完了**

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。